

アロンドラフットボールクラブ 会員規約

第1条 (名称)

本クラブは、アロンドラフットボールクラブと（以下本クラブ）と称する。

第2条 (所在)

本クラブは、山梨県中巨摩郡昭和町押越 2110-2 に置く。

第3条 (目的)

本クラブは、サッカーを通じて、健全な育成及びスポーツの振興に寄与することを目的とする。

第4条 (入会資格)

本クラブに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本クラブの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できるものであること。
- (2) スポーツを行うに適した健康状態であるもの。
アロンドラフットボールクラブの会員として認められた者

第5条 (入会手続)

1. 本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに従い本クラブに申し込むものとする。
2. 所定の手続きを終え、本クラブが入会を認めたもの（以下クラブ生）は、別途定める練習日から本クラブの活動に参加することができる。

第6条 (会費等)

本クラブに入会をする者は、別に定めるところにより所定の会費を納入するものとする。

第7条 (会費の不返還)

一旦入金した会費等は、入会不許可の場合を除き、理由の如何を問わず返還しない。

第8条 (会費の滞納)

クラブ生が、会費の納入を怠ったときは、本クラブは指導を停止し、または当該クラブ生を退会させることができる。

第9条 (指導内容)

本クラブは指導方針を定め、これに基づいて具体的指導方法を決定する。

第10条（練習日及び時間）

1. 本クラブの練習日、時間については、クラブが定めた年間スケジュールによる。
2. やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日、時間等を変更または中止することがある。その場合は、事前にクラブ生に通知する。

第11条（クラブ生のモラル）

クラブ生は次の事項を厳守しなければならない。

- (1) フェアプレー精神をモットーとし、クラブ生全員がサッカーに親しみ楽しめるよう努めること。
- (2) 本クラブの目的に沿うように努めること。
- (3) 「アロンドラフットボールクラブ 規約」及び本クラブの定める諸規則を遵守すること。
- (4) 練習及び試合に際して、本クラブが指定したスポーツウェアなどがある場合にはそれを着用し、常に品位を保つように努めること。

第12条（休会）

1. 本クラブの休会(1カ月以上2カ月以下を休む場合をいう)を希望するクラブ生は、前月20日までに届け出なければならない。
2. 休会期間は2カ月以内とし、休会期間が経過したときは自動的に復会するものとする。ただし、怪我などの理由で本クラブが休会の必要性を認めた場合はこの限りではない。
3. 休会期間中の会費等の納入については別に定めるところによる。

第13条（退会）

1. 退会を希望するクラブ生は、退会希望月の前月25日までに所定の方法によりその旨を届けなければならない。
2. 退会后、再入会する場合は、再度、入会金及び年会費を支払わなければならない。

第14条（クラブ生の変更事項）

クラブ生は、住所、連絡先等、入会手続きの際の記載事項に変更があった場合には、所定の方法により速やかにその旨、届け出なければならない。

第15条（除名）

本規約に違反する等、クラブ生としてふさわしくないと認めたものに対し、本クラブは退会させることができる。

16条（事故の責任）

1. クラブ生は、本クラブが行い、あるいは参加する練習、試合及び合宿並びにこれに付随する活動においては、当該施設利用に関する諸規定及び施設管理者並びにスタッフの指示に従い、自己責任において行動するものとし、これに違背して盗難、傷害その他事故が起こっても、当該施設、本クラブ及びスタッフに一切の損害賠償を請求しないものとする。
2. クラブ生は本クラブが指定する団体総合補償制度費用保険に必ず加入するものとする。

第17条（休校・閉鎖）

天災地変、社会情勢の変化、その他通常のスクール運営を継続することが困難となる事由が生じた時は、本クラブを休校、もしくは閉鎖することがある。

18条（写真・映像の使用）

本クラブの活動風景を撮影した写真及び映像をアロンドラ F.C.のホームページ、その他プロモーション使用する場合がある。

第19条（個人情報取り扱い）

本クラブでは、法令を遵守し、別に定めるプライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱う。

20条（細則）

本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は本クラブが別に定める。

21条（発効）

本規約は2020年1月1日より発効するものとします。